



近年、少子高齢化や核家族化により、お墓の承継や祭祀を続けていくことが難しいご家庭が増え、また、納骨したお墓の維持管理についても困難な場合があることから羅漢山霊園内に合葬式墓所(納骨施設)を整備しました。

がっそう 合葬式墓所の特徴

- ・合葬式墓所は焼骨を合同で埋葬するお墓です。
- ・骨壺のまま20年間個別に埋葬する「個別埋蔵」と、焼骨を納骨袋に移して共同で埋葬する「共同埋蔵」があります。
- ・生前のお申込みもできます。(65歳以上の方)
- ・墓石を立てる必要がなく、宗教や宗派に関係なくご利用いただけます。
- ・生前のお名前を刻字できる墓誌や、いつでも参拝できる参拝所を設置しています。



個別埋蔵

埋蔵方法・費用 ※管理料はかかりません

埋蔵方式	期間	使用料
個別埋蔵(1体用)	20年	200,000円
個別埋蔵(2体用)	20年	400,000円
共同埋蔵	永代	100,000円



※ 個別埋葬の2体用を申請する場合は、二人の続柄が配偶者(事実婚含む)、3親等以内の血族又は2親等以内の姻族、養父母若しくは養子である者である必要があります。

※お申し込み・お問い合わせは、下記までご連絡ください。

白河市環境保全課 0248-22-1111(内線 2187)

合葬式墓所の利用について

1 利用資格

- (1) 市内に1年以上住所若しくは本籍を有する方又は死亡時において市内に1年以上住所若しくは本籍を有していた親族の焼骨を埋蔵する方。
- (2) 一般墓所及び合葬式墓所の利用の許可を受けていない方。
※ 一般墓所を返還し合葬式墓所へ改葬する場合は利用可能です。

2 利用申込

合葬式墓所利用許可申請書に、申込者の戸籍謄本、住民票謄本を添えてお申し込みください。 ※ 平日 8:30 から 17:15 まで

3 申し込みから納骨までの流れ

① 申請書類の提出

⇒② 合葬式墓所利用許可証の交付(申請から一週間程度かかります。)
合葬式墓所利用許可証と使用料納入通知書を郵送します。

⇒③ 納骨する日時の予約

納骨を希望する日時の一週間前までに、環境保全課にお電話ください。(0248-22-1111 内線 2187)

※ 納骨できる日時は、平日 9:00 から 16:00 までです。

⇒④ 納骨

合葬式墓所利用許可証・埋葬許可証・焼骨をもって霊園にお越しくください。

4 注意事項

- (1) 合葬式墓所に埋蔵された焼骨は返還できません。
- (2) 合葬式墓所に立ち入ることはできません。
- (3) 個別埋蔵による合葬式墓所の利用の場合は、骨壺は高さ 35cm以下、幅 30cm以下、奥行き 30cm以下の大きさとしします。
- (4) 共同埋蔵による合葬式墓所の利用の場合は、納骨袋に移し替えてください。
- (5) 合葬式墓所を使用するにあたり、「墓所、埋葬等に関する法律」「白河市霊園条例」「白河市霊園条例施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。